

納税証明書(【自動車税】継続検査・構造等変更検査用)を交付申請されるかたへ

郵送による申請方法

～記載方法、申請方法等～

県外に転居されているなど、お住まいが鳥取県から遠隔地となったために県税事務所に申請手続きに来ることができない場合は、次の要領で交付申請書(添付書類とともに)を郵便でお送りください。

申請用紙は<とりネットHP>からダウンロードいただけます。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/28313.htm>

納税義務者(本人)申請の場合

○交付申請書の上部分(申請者住所・氏名欄)のみご記入ください。印鑑の押印は不要です。

添付書類等

○切手(84円分)を貼り、郵送先(申請者の住所地に限定)を明記した返信用封筒 1通分

代理人(ご家族、自動車整備会社等)申請の場合

○交付申請書の上部分(申請者住所・氏名欄)は、代理人の名前(受任者)でご記入ください。自動車整備会社等の場合は、代表者または従業員のかたの名前になります。印鑑の押印は不要です。

○交付申請書の下部分は「委任状」です。代理人申請の場合は、ご記入ください。

<受任者欄>申請者欄に書かれた代理人と同一のお名前になります。印鑑の押印は不要です。

<委任者欄>納税義務者ご本人のお名前になります。ご本人の押印(認め印)が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、委任状は不要です。

【委任状が不要となる場合】

- ・交付申請に係る自動車の自動車検査証のコピーを添付している場合
- ・交付申請書に交付申請に係る自動車の車台番号の下4桁を正確に記載している場合

添付書類等

①申請者(代理人)ご本人を確認するための公的証明書(運転免許証、健康保険証等)のコピー 1枚 [上記「委任状が不要となる場合」に該当するときは不要]

②切手(84円分)を貼り、郵送先(代理人の居所に限定)を明記した返信用封筒 1通分

③交付申請に係る自動車の自動車検査証のコピー 1枚
〔委任状に記入・押印がない場合は添付が必要(交付申請書に交付申請に係る自動車の車台番号の下4桁を正確に記載した場合を除く)〕

< 交付をお急ぎのかたへ >

県外の郵便局や銀行等で納付された場合は、納税情報の確認に時間がかかることがあります。納税されてから概ね10日以内に申請される場合は、納付日が確認できるよう領収書のコピーを同封していただくと即日発行できます。

お問い合わせ先・送付先

管轄	車検証の所有者住所欄に記載のある市町村	お問い合わせ先・送付先
東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部県税事務所 収税課自動車税担当 電話:0857-20-3511~3513 ファクシミリ:0857-20-3519
中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部県税事務所 収税課徴収担当 電話:0858-23-3106、3107、3131 ファクシミリ:0858-23-3118
西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	〒683-0054 鳥取県米子市糺町1丁目160 鳥取県西部県税事務所 収税課管理担当 電話:0859-31-9602~9604 ファクシミリ:0859-31-9613